平成２１年（フ）第２３０４９号
東京都東村山市栄町１丁目９―15―302
債務者　鈴木　利恵
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０５０号
東京都調布市染地３丁目１―32―ハ18―101
債務者　横溝　由子（旧姓境）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０７３号
東京都世田谷区大原１丁目47―３―103
債務者　佐々木達郎
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０８１号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森16―174
債務者　澤藤亜由美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０８７号
千葉県松戸市五香７丁目53―13―201
債務者　小島みゆき（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０９２号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町52―１―205
債務者　大石恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０９５号
東京都大田区鵜の木２丁目38―２―102
債務者　大岡　澪子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０９６号
長野県松本市元町３丁目８―22―Ａ―２
債務者　岡本　　亘
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１０２号
東京都世田谷区用賀２丁目32―８―308
債務者　梅澤　健介
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７７号
静岡市清水区能島371番地の１　能島西団地１棟103号
債務者　サンタ　ルシア　アレキサンドレデ　オリベラ
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７８号
静岡市清水区能島371番地の１　能島西団地１棟103号
債務者　綾部　友恵
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５２号
広島県福山市南松永町２丁目７番36号　佐藤アパート201号、旧住所広島県福山市城興ヶ丘２番28号
債務者　佐藤　泰美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４０１号
広島県福山市春日町２丁目６番２―506号
債務者　松井美恵子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９２１８号
大阪府寝屋川市国松町20番４号
債務者　田中　秀夫
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２１９号
大阪府寝屋川市国松町20番４号
債務者　田中サヨ子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部